

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、次のとおり本市内の字の区域を変更するため、同条第2項の規定により告示する。

記

1 大字滝沢字野竹に編入する区域

大字滝沢字市井沢463から466まで、469の21の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

2 大字滝沢字市井沢に編入する区域

大字滝沢字野竹2472の24、2472の27の一部、2472の37から2472の39まで、2478の2の一部、2479、2480、2481の2、2482の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

藤枝市長 北村 正平

